

報 告 書
令和 6 年度 子ども相談所の運営に関する評価・検証

1 はじめに

(1) 子ども相談所の評価・検証の目的

子ども相談所の運営について、児童福祉や法律、医療などに関して専門知識を有する委員が評価・検証することにより、子ども相談所における子どもや家族への関わりをより高度なものとし、子ども虐待をはじめとする諸問題の未然防止、早期発見及び適切な対応に資するため、児童福祉法第 12 条 7 項の規定及び、「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成 17 年 5 月 2 日雇児発第 0502001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」に基づき、堺市社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども虐待検証部会において実施するものである。

(2) 評価・検証の対象

子ども相談所は、『家庭支援課』・『虐待対策課』・『育成相談課』・『一時保護所』の 4 課体制で、毎年度 2 課を評価・検証の対象とし、各課について隔年ごとに評価・検証を行ってきたが、『一時保護所』については、令和 4 年度から独自で第三者評価を実施することに変更した。一時保護所に代わり、『育成相談課里親担当』を対象とし、今回は、『育成相談課』と『育成相談課里親担当』を対象とした。

(3) 実施内容及び手順

- ① 子ども相談所職員による業務ごとの自己点検票の作成
(事前に業務ごとに設定した自己点検項目に基づくチェック)
- ② 自己点検票に基づき、委員による子ども相談所へのヒアリングを実施
(令和 7 年 2 月 20 日)
- ③ 委員による評価・検証
(令和 7 年 2 月 27 日)

2 評価・検証結果

育成相談課及び子ども相談所全体に共通する事項について

【現 状】(こどもへの心理的ケア)

- ・児童養護施設での養育において、対応の難しいこどもが増えており、安定した養育の提供が難しくなっている。また、家庭復帰が困難なこどもも増えているため、施設での在籍期間が長くなり、新規入所や一時保護委託の受入が困難な状況にある。
- ・そのため、子ども相談所による児童養護施設等への対応や支援のために、児童心理司や児童福祉司が関わる場面が多い。

【意 見】

- ・心理的な課題を抱えたこどもが児童養護施設に入所した後、心理的ケアを必要としているこどもが多く職員負担も増加しているなど、構造的な問題が蓄積していると思われる。
- ・そのような中で、子ども相談所の児童福祉司及び児童心理司による児童養護施設への関わりが大きくなっているため、子ども相談所の職員配置を国基準以上となるように検討すべき。
- ・以上の課題の背景には、児童心理治療施設がないことも重要な要因となっている。社会的養護の受け皿の基盤を強化すべきであり、客観的なデータやコストを積算した上で、庁内のコンセンサスを得て、児童心理治療施設の設置に向けた検討を早急に進めて欲しい。
- ・児童心理治療施設設置の検討期間中、代替的に心理治療体制ができる組織づくりを考えていく必要がある。

【現 状】（人材育成及びSVの増員）

- ・児童福祉司の半数以上は経験年数が浅く、SV機能を果たす中堅職員が少ないため、計画的なジョブローテーション、定着支援による人材確保が必要である。

【意 見】

- ・外部SVの導入に加え、日常業務においても子ども相談所のOB等の配置も検討してはどうか。

育成相談課里親相談に関する事項について

【現 状】（里親支援センターの設置に向けて）

- ・令和6年の児童福祉法改正に伴い、里親支援センターの設置が全国的に進んでいる中、本市としても設置状況や効果についても調査し、里親支援センターの設置の是非を検討する必要がある。

【意 見】

- ・子ども相談所が担っている業務のスリム化と、専門機関としての里親啓発等も期待できるので、早期に設置してほしい。

3 子ども虐待検証部会委員名簿

委員名	所属等	
才村 純	東京通信大学 名誉教授	部会長
石田 文三	いぶき法律事務所 弁護士	
坂本 晴子	大阪赤十字病院 新生児・未熟児科副部長 医師	
松島 章晃	杏和会 阪南病院副院長 精神科医	
八木 安理子	同志社大学 心理学部 客員教授	

○ 令和6年度 子ども相談所運営評価・検証【非公開】

- ・第1回 令和7年2月20日（木）15時～17時
堺市役所 本館地下1階 多目的室
- ・第2回 令和7年2月27日（木）15時～17時
堺市役所 本館地下1階 大会議室